

医療費でお困りの方はご相談下さい

道南勤医協函館稜北病院では

無料・低額診療制度

～無料または低額な料金で診療をおこなう事業～

を実施しています

無料・低額診療事業とは？

社会福祉法に規定されている生活困窮者のための、医療費の一部を減額またはその全額を免除し診療を行う事業です

医療費の支払いが困難な方は、一度ご相談下さい

- ①保険証をお持ちでない方
- ②国民健康保険の短期保険証、資格証明書が発行され困っている方
- ③病気や障害なので収入がなくなって困っている方
- ④リストラや失業のために一時的に収入がなくなって困っている方
- ⑤医療費の支払いをすると生活に困難を生じる方

利用のしかた

- ①医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）かお近くの職員にお申し出ください
 - ②医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）が事情をお聞きします
- （お身体の状態や生活状況などをうかがい、公的な制度の活用も含めてご相談いたします）

無料低額診療制度の活用

- ①無料診療
- ②医療費の全額免除（1ヶ月の収入が概ね生活保護基準の110%以内の方）
- ③医療費の一部免除（1ヶ月の収入が概ね生活保護基準の120%以内の方）

*医療費の減免期間は生活が改善するまでの一時的な措置で、期間は原則1ヶ月以内です

*この制度を活用した診療は函館稜北病院のみとなります

医療費でお困りの方、この制度について詳しく知りたい方はご相談下さい

道南勤医協函館稜北病院 電話 0138-54-3113